

「財務省理財局の情報システムに係る補正及び維持管理(現行システム) 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容			修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見	理由		
1	調達仕様書	5-22	5.2	本業務の作業場所は日本国内とし、本業務で得た情報等は国外に持ち出さないこと。	開発等に生成AI等の活用が普及してきています。生成AI等の活用に関して、将来的な可能性に開かれた状態にするために、以下のように修正されではいかがでしょうか。 (修正案) (2) 本業務の作業場所は日本国内とし、日本国内に設置され国内で閉鎖した開発環境にて作業を行うこと。また、本業務で得た情報等は国外に持ち出さないことを前提とするが、開発等に生成AI等を活用することが本業務を履行する上で必要となる場合は、財務省と協議し、承認を得ること。	入札公平性の確保、前提条件の確認のため。	有	「5.2. 作業の実施場所」ではなく、「6.1. 秘密の保持、資料の取扱い」において以下のとおり追記いたします。 生成AI等を利用する事が本業務を履行する上で必要となる場合は、利用する生成AI、利用者、利用方法及び情報セキュリティ対策等について財務省に報告し、事前に承認を得ること。
2	調達仕様書	10-34	10.1	受託者は、本業務の遂行に必要となる開発・検証用の環境を自己の責任と負担において用意すること。なお、財政融資資金電算機処理システムと政府借入金入札システムは保守環境を有するが、インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用するものであり、開発時の検証用環境は受託者が用意すること。	保守環境、「インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用する」目的が最優先であり、システム改修事業者がテスト等で頻繁に使用することではないと認識しています。 システム改修事業者が保守環境を利用する場合の、利用にあたっての各種情報提供は、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	-	関連する個別システムの開発事業者が行うテスト等のための保守環境の利用頻度は、財務省と協議の上、過大とならないよう調整します。 なお、関連する個別システムの改修事業者が保守環境を利用する場合の、利用にあたっての各種情報提供については、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
3	調達仕様書	10-34	10.1	受託者は、本業務の遂行に必要となる開発・検証用の環境を自己の責任と負担において用意すること。なお、財政融資資金電算機処理システムと政府借入金入札システムは保守環境を有するが、インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用するものであり、開発時の検証用環境は受託者が用意すること。	本業務受託者の責任で開発・検証用の環境を用意することから、用意した環境に関する構築手順、設定情報等の提供は、本調達の範囲外と認識しています。例外として、貴省監査等の目的で必要な情報提供には応じる必要があると理解しています。この認識に相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	-	ご認識のとおりです。
4	調達仕様書別紙1 要件定義書	4-36	4.15.1.3	インシデント管理（障害管理、案件管理）では、インシデント管理表の作成から完了までを管理すること。システム所管課から問合せ、調査依頼等を受けた際、インシデント番号を発行し、運用支援作業項目一覧に内容を記載する。	本システムを運用する上で必要な問合せ、調査依頼と認識しています。したがって、システム改修事業者、および調査研究事業者からの現行システム仕様（現行ドキュメントの記載内容、動作環境仕様、アプリケーション動作仕様、プログラム実装等）に関わる問合せへの対応は、システムの運用・保守作業に関わるものではないため、本調達の範囲外と認識しています。この認識に相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	-	要件定義書(案)「4.15.1.3 インシデント管理」の作業範囲は、本システムを運用する上で発生するインシデント・障害の管理及び業務を遂行する上で必要となる問合せや調査依頼等の管理となります。 なお、上記作業範囲以外における、関連する個別システムの改修事業者、及び調査研究事業者からの現行システム仕様（現行ドキュメントの記載内容、動作環境仕様、アプリケーション動作仕様、プログラム実装等）に関わる問合せへの対応については、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
5	調達仕様書別紙2 運用保守作業体系	2/7	2-1-11(2)	(財政融資システム) ・リリース作業、システム保守作業の計画説明、報告を行う ・外部組織との会議へ参加する	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるもののが対象と認識しています。システム改修事業者のみの作業に関連する外部組織（システム改修事業者含む）との会議への参加は、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	-	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるもののが対象となります。 なお、関連する個別システムの改修事業者の作業に関連する外部組織（システム改修事業者含む）からの調査依頼は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
6	調達仕様書別紙2 運用保守作業体系	2/7	2-1-11(3)	(財政融資システム) 各種ソフトウェア利用状況調査、外部組織からの調査依頼に対応する	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼が対象と認識しています。システム改修事業者の作業に関連した外部組織（システム改修事業者含む）からの調査依頼は、システムの運用・保守作業に関わるものではないため、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	-	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼は、システム運用・保守作業の内容に関わるもののが対象となります。 なお、関連する個別システムの改修事業者の作業に関連した外部組織（システム改修事業者含む）からの調査依頼は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。